

課税標準の特例対象施設一覧表

【地方税法 701 条の 41】

(表中の数値は控除割合)

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 1 項 第 1 号	“法人税法”第 2 条第 7 号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、労働金庫、消費生活協同組合等 (法人税法別表 3 に掲げる法人)
第 1 項 第 2 号	“学校教育法”第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	学校法人又は私立学校法第 64 条第 4 項の法人が設立するものは非課税
第 1 項 第 3 号	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で特定のもの（次号に掲げるものを除き、専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。）	3/4		I 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は同条第 3 項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第 12 条第 1 項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で特定のもの II 大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第 5 項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第 4 項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で特定もの III 大気汚染防止法附則第 9 項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で特定のもの IV 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するゴミ処理施設及び同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設で特定のもの（同法第 2 項第 1 号に掲げるものを除く。）

適 用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 1 項 第 3 号		3/4		V 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 1 4 号に規定する廃油処理施設（次条第 2 項第 4 号に掲げるものを除く） VI ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設から発生し又は排出されるダイオキシン類の処理施設で特定のもの

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 1 項 第 4 号	“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”第 1 4 条第 1 項若しくは第 6 項若しくは第 1 4 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可又は同法第 1 5 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で、一定の事業の用に供する施設で特定のもの (産業廃棄物処理業の用に供する施設)	3/4	1/2	一定の事業 I 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項若しくは、第 6 項若しくは、第 1 4 条の 4 第 1 項若しくは、第 6 号の規定による許可又は、第 1 5 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬、又は処分の事業 II 広域臨海環境整備センター法第 1 9 条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 III 浄化槽法第 3 5 条第 1 項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業 IV 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 2 0 条第 1 項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業 特定の施設 I に掲げる事業における 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 II に掲げる事業における 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 III に掲げる事業における 浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 IV に掲げる事業における 廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 1 項 第 5 号	“家畜取引法” 第 2 条第 3 項に規定 する家畜市場	3/4		
第 1 項 第 6 号	生鮮食料品の価格安定に資すること を目的として設置される施設で特定 のもの	3/4		国若しくは地方公共団体の補助又は株式会社 日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融 公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付を 受けて設置される消費地食肉冷蔵施設
第 1 項 第 7 号	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の 製造業者が直接これらの製造の用に 供する施設で特定のもの	3/4		包装、ビン詰、たる詰その他これらに類する 作業のための施設以外の施設
第 1 項 第 8 号	木材取引のための市場で特定のもの 又は製材、合板の製造その他の木材 の加工を業とする者若しくは木材の 販売を業とする者がその事業の用に 供する木材の保管施設で特定のもの	3/4		特定の市場 木材取引のために開設される市場で、売場を 設けて定期的に又は継続して開場され、かつそ の売買が原則としてせり売り又は入札の方法 により行なわれるもの 木材の加工を業とする者 製材業、合板製造業、床板製造業、パーティ クルボード製造業、木材防腐処理業 特定の施設 専ら木材の保管の用に供される施設で扉を有 しないもの又は通風により木材の品質の低下 を防止する簡易な構造の扉を有するもの
第 1 項 第 9 号	“旅館業法” 第 2 条第 2 項に規定する 旅館・ホテル営業の用に供する施設 で特定のもの ※風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第 2 条第 6 項 第 4 号に掲げる営業の用に供され るものを除く	1/2		客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設 に限る）、広間（主として宿泊客以外の者の 利用に供する施設を除く）、ロビー、浴室、 厨房、機械室、玄関、帳場、フロント、クロ ーク、配膳室、サービスステーション、便 所、階段、エレベーター、リネン室、ランド リー室 （地方税法第 7 0 1 条の 3 4 第 4 項に規定する 非課税施設を除く）

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 1 項 第 10 号	“港湾法”第 2 条第 5 項に規定する 港湾施設のうち同項第 5 号、第 7 号 又は第 8 号の 2 に掲げる施設で特定 のもの	1/2	1/2	ア 航行補助施設のうち港務通信施設 イ 旅客施設のうち、旅客乗降用固定施設、 手荷物取扱所、待合所及び宿泊所 ウ 船舶役務用施設のうち、船舶のための給 水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理 施設、船舶保管施設
第 1 項 第 11 号	“港湾法”第 2 条第 5 項に規定する 港湾施設のうち同項第 6 号又は第 8 号に掲げる施設で特定のもの <u>※減免規定あり</u>	3/4	1/2	港湾区域及び臨港地区内の上屋及び倉庫 (倉庫については倉庫業者がその本来の 事業の用に供する倉庫に限る)
第 1 項 第 12 号	外国貿易のため外国航路に就航する 船舶により運送されるコンテナ貨 物に係る荷さばきの用に供する施設 <u>※減免規定あり</u>	1/2		第 1 1 号に掲げるものを除く
第 1 項 第 13 号	“港湾運送事業法”第 2 条第 2 項に 規定する港湾運送事業のうち、同法 第 3 条第 1 号または第 2 号に掲げる 一般港湾運送事業又は港湾荷役事業 の用に供する上屋 <u>※減免規定あり</u>	1/2		第 1 1 号に掲げるものを除く
第 1 項 第 14 号	“倉庫業法”第 7 条第 1 項に規定する 倉庫業者がその本来の事業の用に供す る倉庫 <u>※減免規定あり</u>	3/4		前第 1 1 号及び第 1 8 号に掲げるものを除く
第 1 項 第 15 号	“道路運送法”第 3 条第 1 号ハに掲 げるタクシー業者がその本来の事業 の用に供する施設で特定のもの <u>※減免規定あり</u>	1/2	1/2	車庫、洗車施設、整備工場等事務所以外の 施設

※ 第 1 項第 11 号、第 13 号及び第 14 号に係る倉庫業者の倉庫及び港湾運送事業に係る上屋、第 1 項第 13 号に係るコンテナ貨物荷捌所、及び第 1 項第 15 号に係るタクシー業の用に供する施設については、特例控除後、残りの事業所床面積又は従業者給与総額に対し減免が適用されます（但し、要件を満たす場合のみ）。詳細は、P49 減免対象施設一覧表をご参照ください。

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 1 項 第 16 号	公共の飛行場に設置される施設で特定のもの (地方税法 701 条の 34 第 3 項第 2 3 号の規定による非課税施設を除く。)	1/2	1/2	ア 航空機関係の施設のうち、格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設、貨物取扱施設、整備用保管施設 イ 地上作業用機材の整備のための施設 ウ 旅客関係施設のうち、旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャールーム、遺失物保管室、手荷物取扱施設 エ 無償で旅客又は一般公衆の用に供する施設のうち、待合室、ロビー、通路、階段、便所等
第 1 項 第 17 号	“流通業務市街地の整備に関する法律” 第 4 条第 1 項に規定する流通業務地区内に設置される同法第 5 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 5 号まで又は第 9 号に掲げる施設で特定のもの	1/2	1/2	トラックターミナル、鉄道の貨物駅、倉庫、上屋、荷捌き場等
第 1 項 第 18 号	“流通業務市街地の整備に関する法律” 第 4 条第 1 項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3/4	1/2	
第 1 項 第 19 号	民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	1/2	1/2	本来の事業の用に供する施設のうち信書便物の引受及び配達のに供する施設、その他信書便物の送達のに供する施設で信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理のに供する施設
第 2 項	心身障害者を多数雇用する特定の事業所において行う事業の用に供する施設	1/2		障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 6 号に係るものに限る

【本法附則第 3 3 条】

適 用 条 項	対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割
第 1 項	沖縄振興により設置された施設	沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域において同法に規定する特定民間観光関連施設	1/2	
第 2 項	沖縄振興により設置された施設	沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興地域において同法に規定する情報通信産業又は、情報通信技術利用事業の用に供する施設	1/2	
第 3 項	沖縄振興により設置された施設	沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新促進地域において製造業等又は、産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設	1/2	
第 4 項	沖縄振興により設置された施設	沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積地域において同法に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設	1/2	
第 5 項	特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設	1/4	
第 6 項	削除			

【旧本法附則第 3 3 条第 6 項に規定する事業に対して課する事業所税に係る経過措置】

適 用 条 項	対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割
(旧) 第 6 項	特定事業所内保育施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とする同法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設のうち、当該施設の 運営費についての政府の補助 にかかるものの用に供する施設 (※) ※平成 2 9 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの期間に、既に政府の補助を受け、令和 7 年 4 月 1 日以降も 政府の補助 を受け続けている場合は、補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで特例の対象とする。	3/4	3/4

【本法附則第 3 9 条】

適 用 条 項	対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割
第 7 項	削除			